市川市斎場整備運営等事業 募集要項 新旧対照表

| 11111 | | | | | 予木女织 | 初旧別! | | | |
|-------|----|-----|-----|-----|------|------|----------------------------|---|--|
| No. | 頁 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | | | 項目名 | 新 | 旧 |
| 1 | 40 | 別紙2 | | | | | 官民のリスク分担(【共通】) | ※4 施設整備に係る物価変動及び維持管理・運営に係る物価変動は、募集要項P45(4. 施設整備業務に係る対価と指定管理料の改定)のとおりとする。 | ※4 施設整備に係る物価変動は、国土交通省及び千葉県からの通知等に準じて運用するものとする。維持管理・運営に係る物価変動は、募集要項P45(4. 施設整備業務に係る対価と指定管理料の改定)を参照のこと。 |
| 2 | 42 | 別紙2 | | | | | 官民のリスク分担(【個別業務】) | ※1 火葬炉の <mark>燃料</mark> 費(電気・ガス)は新斎場の火葬炉に係る <mark>燃料</mark> 費(供用開始前) を除き市川市の負担とし、その他の費用については、指定管理料に含まれるもの とする。 | ※1 火葬炉の運転費(電気・ガス)は新斎場の火葬炉に係る運転費(供用開始前)を除き市川市の負担とし、その他の費用については、指定管理料に含まれるものとする。 |
| 3 | 44 | 別紙3 | 3 | 1) | | | 施設整備業務に係る対価と指定 管理料の支払方法 | 指定管理料 ※火葬炉の <mark>燃料</mark> 費(電気・ガス)を除く | 指定管理料 ※火葬炉の運転費(電気・ガス)を除く |
| 4 | 44 | 別紙3 | 3 | 1) | | | 施設整備業務に係る対価と指定 管理料の支払方法 | 火葬炉の <mark>燃料</mark> 費(電気・ガス) | 火葬炉の運転費(電気・ガス) |
| 5 | 45 | 別紙3 | 4 | 1) | | | 施設整備業務に係る対価 | 市川市又は受注者は、残工期が基準日(変更の請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日)から2か月以上ある工事について、施設整備業務に係る対価の変更の協議(以下「スライド協議」という。)を請求可能とする。詳細は設計・建設工事請負契約書第48条に記載のとおりとする。また、インフレスライドの基準日における出来形部分(部分使用を含む)はインフレスライドの対象外とする。なお、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とするが、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。 | 市川市又は受注者は、残工期が基準日(変更の請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日)から2か月以上ある工事について、施設整備業務に係る対価の変更の協議(以下「スライド協議」という。)を請求可能とする。インフレスライド額の算定方法は、建設工事請負契約書第26条第6項(インフレスライド)の運用に関する手引き(千葉県県土整備部)を準用する。なお、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とするが、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。 |
| 6 | 46 | 別紙3 | 4 | 2) | | | | 相定管理料の成定を行う場合は、下記に示す算式に基づき成定する。相定管理者は、当該事業年度の前年の9月30日までに同算式により改定後の指定管理料を算出し、市川市に通知するものとする。なお、指定管理料の改定は維時管理業務費、運営業務費、電気、ガス、水道の区分ごとに算出し、前回改定時に比べて1.5%以上の変動があった費目に対して行う。 算出に使用する指標は、下記に示すものとする。下記に示す指標が廃止、改案された場合には、表別表も表現を集ま | 指定管理料の改定を行う場合は、下記に示す算式に基づき改定する。指定管理者は、当該事業年度の前年の9月30日までに同算式により改定後の指定管理料を算出し、市川市に通知するものとする。なお、指定管理料の改定は維時管理業務費、運営業務費、光熱水費の区分ごとに算出し、前回改定時に比べて1.5%以上の変動があった費目に対して行う。 算出に使用する指標は、下記に示すものとする。下記に示す指標が廃止、改案された場合には、市川市と事業者の協議を経て、市川市が新たに適切な指標を指定するものとする。また、火葬炉の運転費(電気・ガス)(供用開始後)は、市川市が実費を支払うため、改定の対象外とする。 ア維持管理業務費「企業向けサービス価格指数」―建物サービス― (日本銀行調査統計局より)イ運営業務費「賃金指数」事業所規模5人以上、調査産業計、きまって支給する給与『毎月勤労統計調査』(厚生労働省)ウ光熱水費「消費者物価指数 財・サービス分類指数(全国)」電気・都市ガス・水道 |